

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年2月2日

大和市教育委員会

委員長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第1号

大和市就学援助に関する規則の一部を改正する規則

大和市就学援助に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「目的」を「趣旨」に改め、同条中「第19条」の次に「その他関係法令」を加える。

第2条第2項及び第3項を削る。

第6条を第7条とする。

第5条中「第1条に定める」を「就学援助事業の」に、「達する」を「達成する」に、「就学援助事業」を「当該事業」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第2条第1項」を「第2条」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（援助費目等）」に改め、同条第1項中「対象者の児童又は生徒の就学に」を「次に掲げる費目の中から」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 体育実技用具費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 修学旅行費
- (7) 通学費
- (8) 学校給食費
- (9) めがね購入費及びこれに伴う検眼料
- (10) 医療費

第3条第2項中「方法及び内容」を「内容及び支給方法」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(認定)

第3条 教育委員会は、前条の規定により対象者の認定を行う場合は、前条第1号に掲げる者については公簿により、同条第2号に掲げる者については教育委員会が別に定める申請書を提出させ、その内容を審査することにより、これを行うものとする。

2 教育委員会は、前項の規定により認定の適否を決定したときは、その旨を通知するものとする。

3 前項の認定の有効期間は、認定した日の属する年度内とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(大和市児童生徒医療費援助規則の廃止)

2 大和市児童生徒医療費援助規則(平成20年大和市教育委員会規則第5号)は、廃止する。